



(平成29年度補助要件)

(1) 施設基準

○いずれかの施設基準を満たし、厚生局へ診療報酬の届出を行うこと(補助事業実施後速やかに)

- ①回復期リハビリテーション病棟入院料
- ②地域包括ケア病棟入院料
- ③地域包括ケア入院医療管理料

(2) 施設整備内容

○(1)の病棟等の整備を目的とする、

- ・廊下幅の拡張、改修
 - ・居室(1床あたり)の拡張、改修
 - ・浴室、トイレの改修
 - ・リハ室整備
 - ・その他病棟機能の整備
- ※例)病院全体の整備を行う場合はスプリンクラーの工事費も補助対象とする

(3) 病床機能報告の報告内容

○整備した病棟を**病床機能報告で回復期として報告**すること

(4) 提供する医療内容

○回復期及び在宅医療の取組を推進すること

※次の①、②に係る計画の提出を求めて確認

①<回復期機能>

取組	内 容
ア 急性期からの受け入れ	対象となる患者像、患者の受入元と想定する病院・エリア、受入予定数など
イ 緊急時の受け入れ	対象となる患者像、受入対象となるエリア・施設、年間受入予定者数など
ウ 在宅・生活復帰支援	在宅復帰支援予定件数など

②<在宅医療機能>

取組	内 容
在宅医療の提供	<p>【在宅療養支援病院】※ 各実患者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅、介護施設等における訪問診療の計画 ・ 居宅、介護施設等における訪問看護の計画 ・ 居宅、介護施設等における訪問リハビリテーションの計画 <p>【在宅療養後方支援病院】※ 実患者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に自院を入院先として届出している患者へ、常時対応することを可能とし、必要があれば入院を受け入れする計画 <p>※ 毎年、前年度以上の実績を求める。</p>

補助要件(1)～(4)を全て満たす事業について採択する。

(補助対象経費・補助基準額)

区分	補助対象経費	基準額	補助率
施設整備	回復期機能病床への転換に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	転換後の病床1床当たり 3,200千円	1／2
設備整備	回復期病床への転換に必要な医療機器の備品購入費	1施設当たり 6,000千円	

平成27年度実績

		十和田市立中央病院	弘愛会病院
病床転換数		急性期46床⇒回復期46床	
補助金交付額		223,000円	4,074,000円
整備内容	施設整備	—	病室面積拡張、浴室改修、廊下及び壁張替、空調改修
	設備整備	リハビリ機器購入	リハビリ機器購入

平成28年度実績

		平内中央病院	弘前小野病院	
病床転換数		急性期40床⇒回復期40床		急性期46⇒回復期46床
補助金交付額		4,503,000円	(平成27年度) 3,607,000円	(平成28年度) 37,678,000円
整備内容	施設整備	多機能トイレ整備	トイレ改修、浴室改修、廊下及び壁張替、空調改修	
	設備整備	電動ベッド購入	(平成27年度) 心電図運動負荷モニタリング システム他	(平成28年度) なし

平成29年度予定

- 現在、交付申請を受け付け中。
(交付申請書の提出締切:平成29年10月末日)
- 各病院から提出のあった交付申請書を速やかに審査の上、11月中旬を目途に交付決定。
- 交付決定を受けた病院は、病棟工事等を3月末までに終え、県に事業完了報告書を提出。

※補助金の正式名称:「病床機能分化・連携推進施設整備補助金(回復期転換分)」

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度について～在宅医療分について～



補助対象施設	(1)訪問診療等の計画	(2)在宅療養支援(歯科)診療所の届出等
診療所	・現状よりも居宅で8人又は、施設で24人訪問診療の件数が増える計画であること	・在宅療養支援診療所を届出済み、または届出予定（事業終了後6月以内）であること
病院	・現状よりも居宅で8人又は、施設で24人訪問診療の件数が増える計画であること	・在宅療養支援病院の届出または、同等の取り組みを実施
	・連携する医療機関数が妥当であること ・緊急時の受入登録患者数が妥当であること	・在宅療養後方支援病院の届出または、同等の取り組みを実施
訪問看護ステーション	・現状よりも居宅で8人又は、施設で24人訪問看護の件数が増える計画であること	・機能強化型の取得または、それに準ずる事業所の基盤(体制)強化の目標があること。
歯科診療所	・現状よりも居宅で8人又は、施設で24人訪問診療の件数が増える計画であること	・在宅療養支援歯科診療所を届出済み、または届出予定（事業終了後6月以内）であること。

(補助対象経費・補助基準額)

○基 準 額：5,000千円（医療機器・車両合わせて）

※ただし車両については、上限額3,000千円

○補 助 率：1／2

H28 活用実績	採択 件数	交付決定額	備考
診療所	5	8,481	在宅療養支援診療所 5箇所
病院	2	2,094	在宅療養支援病院 1箇所 〃 届出予定 1箇所
訪問看護ステーション	8	8,477	機能強化型 3箇所 機能強化型取得希望 5箇所
歯科診療所	21	20,502	在宅療養支援歯科診療所 17箇所 〃 届出予定 6箇所
計	36	39,554	

○主な整備の内容

(1)診療所・病院

- ・超音波診断装置、超音波骨密度測定装置 など
- ・訪問用車両 4施設 計4台

(2)訪問看護ステーション

- ・吸引器、体温計、パルスオキシメーター など
- ・訪問用車両 8施設 計17台

(3)歯科診療所

- ・訪問歯科診療ユニット、移動式レントゲン など
- ・訪問用車両 7施設 計7台

平成29年度予定

- 現在、当該補助金にかかる交付要綱等を郵送の上、交付申請を受け付けている。
(交付申請書の提出締切:平成29年10月末日)
- 各病院から提出のあった交付申請書を速やかに審査の上、11月中旬を目途に交付決定。
- 交付決定を受けた病院は、病棟工事等を3月末までに終え、県に事業完了報告書を提出。

※補助金の正式名称:「病床機能分化・連携推進施設整備補助金(在宅医療分)」